

新

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処分の概要：風俗営業の許可
原権者：千葉県公安委員会（方面公安委員会）
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項、第2項及び第4項（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、<u>第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）</u>、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）</p>
<p>審査基準： ① 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第12を参照すること。</p>

旧

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処分の概要：風俗営業の許可
原権者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項、第2項及び第4項（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）</p>
<p>審査基準： ① 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第12を参照すること。</p>

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

5 5 日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。
また、経由機関における期間についても同じ。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

5 5 日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。
また、経由機関における期間についても同じ。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処分の概要：風俗営業の許可
原権者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第7条（法第4条第3項の政令で定める事由） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、<u>第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）</u>、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）</p>
<p>審査基準： ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第12を参照すること。</p>

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処分の概要：風俗営業の許可
原権者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法施行令第7条（法第4条第3項の政令で定める事由） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）</p>
<p>審査基準： ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第12を参照すること。</p>

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

また、経由期間における期間についても同じ。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

また、経由機関における期間についても同じ。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条第1項
処分の概要：風俗営業の相続の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第13条（風俗営業の相続の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：30日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第13を参照すること。

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条第1項
処分の概要：風俗営業の相続の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第13条（風俗営業の相続の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：30日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第13を参照すること。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条の2第1項
処分の概要：風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第14条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第14を参照すること。

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条の2第1項
処分の概要：風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第14条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第14を参照すること。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条の3第1項
処分の概要：風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第15を参照すること。

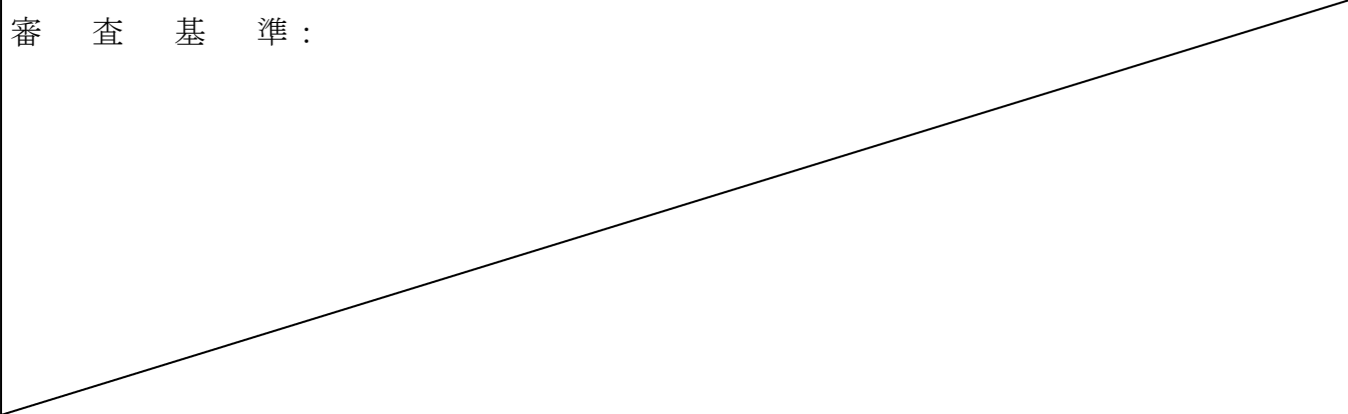
審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第7条の3第1項
処分の概要：風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第15を参照すること。

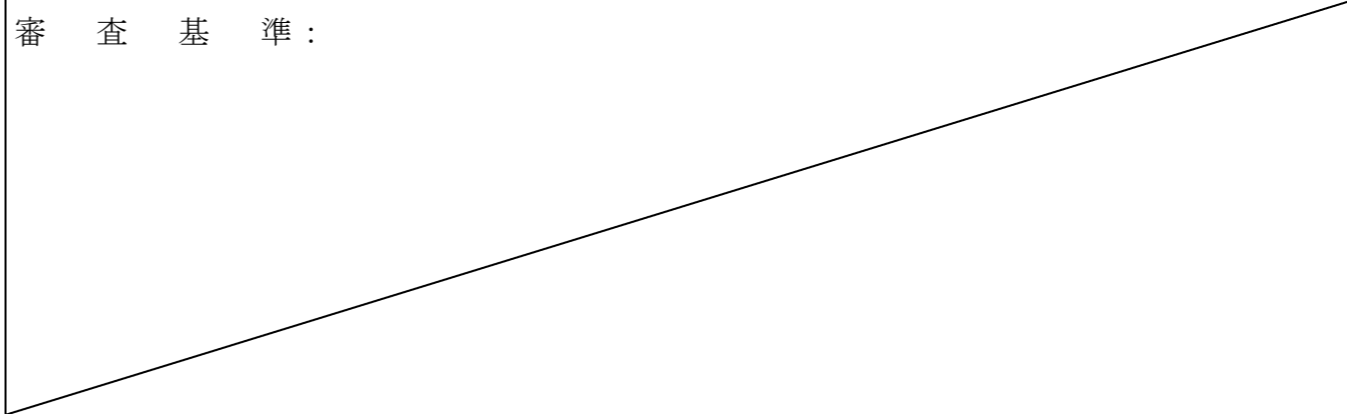
審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等 内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）</p>
<p>審 査 基 準：</p> 
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和元年12月2日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。</p>

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等 内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）</p>
<p>審 査 基 準：</p> 
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成28年2月1日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。</p>

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日。
また、^記経由機関における期間についても同じ。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日。
また、^記経由機関における期間についても同じ。

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原 権 者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項第2号「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標準処理期間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第16を参照すること。

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原 権 者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項第2号「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標準処理期間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日。
また、経過機関における期間についても同じ。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日。
また、経過機関における期間についても同じ。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処分の概要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）</p>
審査基準：
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和元年12月2日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の8を参照すること。</p>

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処分の概要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）</p>
審査基準：
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成28年2月1日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の8を参照すること。</p>

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

1 2 日

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

また、経由機関における期間についても同じ。

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

1 2 日

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

また、経由機関における期間についても同じ。

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項及び第2項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、<u>第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</u>、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）</p>
<p>審 査 基 準： ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。</p>

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項及び第2項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）</p>
<p>審 査 基 準： ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。</p>

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

5 5 日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。
また、経由機関における期間についても同じ。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

5 5 日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。
また、経由機関における期間についても同じ。

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項、第2項及び第3項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第23条において準用する第7条（法第31条の23において準用する第4条第3項の政令で定める事由）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、<u>第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</u>、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号</p> <p>この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第2項第3号</p> <p>この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考：</p> <p>法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。</p>

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項、第2項及び第3項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続）</p> <p>風俗営業等適正化法施行令第23条において準用する第7条（法第31条の23において準用する第4条第3項の政令で定める事由）</p> <p>風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>① 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号</p> <p>この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。</p> <p>② 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第2項第3号</p> <p>この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考：</p> <p>法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（<u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。</p>

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

60日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

また、経由機関における期間についても同じ。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。
記

60日

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

また、経由機関における期間についても同じ。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：30日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：30日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の2第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の2第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の3第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、 <u>第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</u> 、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>令和元年12月2日</u> 警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

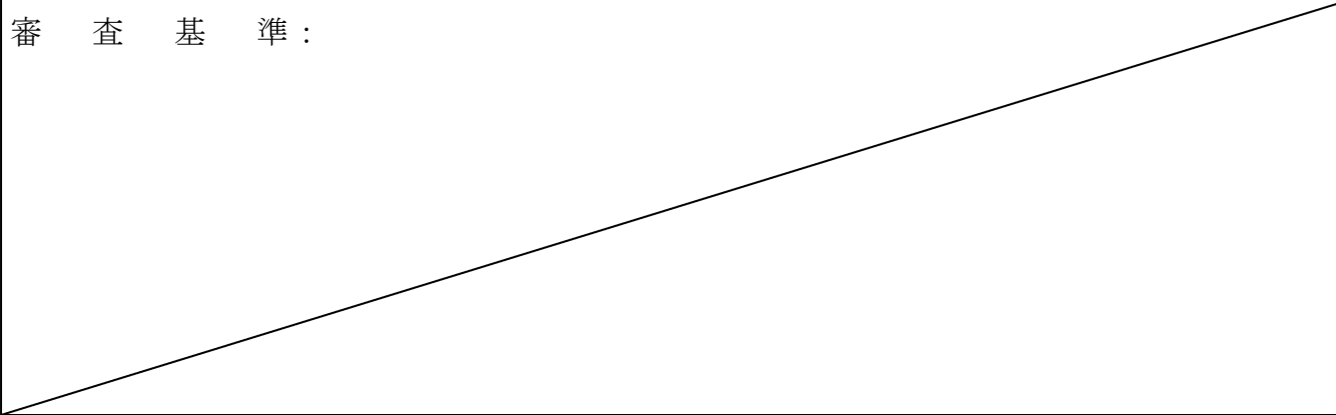
審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の3第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間：35日 また、経由機関における期間についても同じ。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（ <u>平成28年2月1日</u> 警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

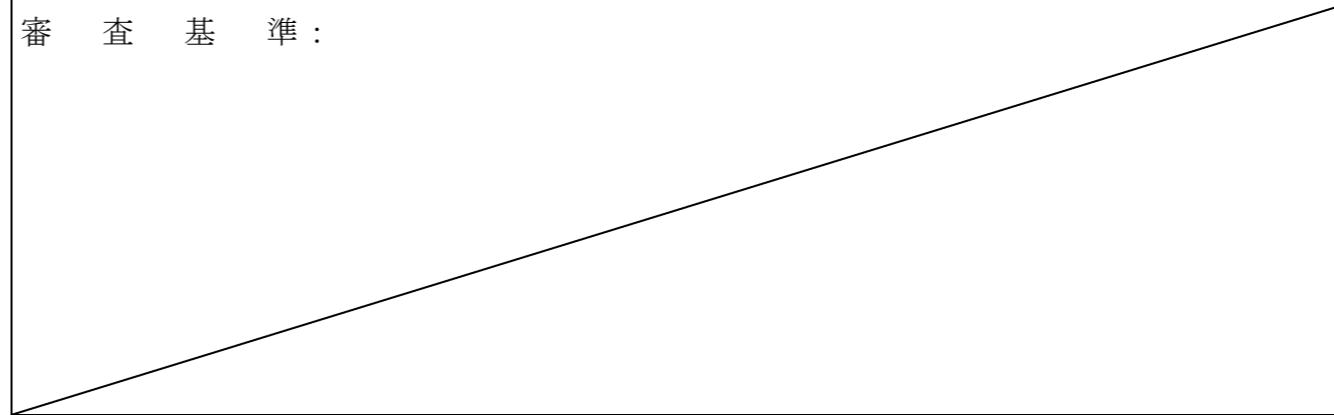
審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第9条第1項
処分の概要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審査基準： 
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の定め等の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和元年12月2日 警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。

審査基準

平成28年6月1日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第9条第1項
処分の概要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審査基準： 
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備考： 法令の定め等の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成28年2月1日 警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日。
また、^記経由機関における期間についても同じ。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日。
また、^記経由機関における期間についても同じ。

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）</p>
<p>審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係
<p>備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和元年12月2日 警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。</p>

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）</p>
<p>審査基準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。</p>
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
<p>備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成28年2月1日 警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。</p>

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日。
また、経過機関における期間についても同じ。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日。
また、経過機関における期間についても同じ。

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第4条第1項第9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第26条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第26条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第2項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第2項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の4第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の4第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の5第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の5第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙2を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の5第2項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全課風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の5第2項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）</p>
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）</p>
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の9第1項
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の9第1項
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の8第3項・第4項 (映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置)
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の8第3項・第4項 (映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置)
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の11第2項第2号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙1のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の11第2項第2号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙1を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の14
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の14
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第1項において 準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第1項において 準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の19第1項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の19第1項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の21第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の21第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第1号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の25第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の25第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の25第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の25第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第34条第1項
処 分 の 概 要：飲食店営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第34条第1項
処 分 の 概 要：飲食店営業者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第34条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： <u>別紙2のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第34条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： <u>別紙2を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条
処 分 の 概 要：興行場営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条
処 分 の 概 要：興行場営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙2を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の2
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の2
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第1項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第1項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[令和元年12月14日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める 重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

[平成28年6月1日作成](#)

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める 重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2 を参照
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>のとおり</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項（処分移送 通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2 <u>を参照</u>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

別紙 1

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第 1 指示

1 指示の基準

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第 28 条第 1 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第 2 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項若しくは第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 9 第 1 項若しくは第 31 条の 11 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項若しくは第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。
なお、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。
- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 指示の手續

- (1) 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項第 3 号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (2) 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）第 112 条第 1 項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

4 指示を行った後の措置

- 指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第 2 措置命令

別紙 1

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第 1 指示

1 指示の基準

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第 28 条第 1 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第 2 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項若しくは第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 9 第 1 項若しくは第 31 条の 11 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項若しくは第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。
なお、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。
- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 指示の手續

- (1) 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項第 3 号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (2) 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）第 112 条第 1 項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

4 指示を行った後の措置

- 指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第 2 措置命令

1 措置命令の基準

- (1) 法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。
- (2) 措置命令は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとする。
- (4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 措置命令は、1回の違反について1回行うものとする。

2 措置命令の手續

- (1) 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。
- (2) 措置命令は施行規則第112条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

3 措置命令の内容

第1の3に準じて行うこと。

4 措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

1 措置命令の基準

- (1) 法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。
- (2) 措置命令は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとする。
- (4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 措置命令は、1回の違反について1回行うものとする。

2 措置命令の手續

- (1) 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。
- (2) 措置命令は施行規則第112条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

3 措置命令の内容

第1の3に準じて行うこと。

4 措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

別紙 2

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

(用語の意義)

- 1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 31 条の 25 第 1 項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
 - (2) 「営業停止命令」とは、法第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 3 項、第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号、第 31 条の 15 第 1 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号、第 31 条の 25、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 35 条の 2 又は第 35 条の 4 第 2 項若しくは第 4 項第 2 号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
 - (3) 「営業廃止命令」とは、法第 30 条第 2 項、第 31 条の 5 第 2 項、第 31 条の 6 第 2 項第 3 号又は第 31 条の 15 第 2 項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。
 - (4) 「指示処分」とは、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項、第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定に基づき、指示をすることをいう。
 - (5) 「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第 3 条第 2 項（第 31 条の 23 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第 30 条第 1 項、第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号、第 31 条の 15 第 1 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号、第 35 条若しくは第 35 条の 2 に掲げる罪に当たる違法な行為（2 において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「令」という。）第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条若しくは第 28 条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

(指示処分との関係)

- 2 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第 26 条第 2 項及び第 31 条の 25 第 2 項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。
 - (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
 - (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
 - (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致し

別紙 2

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

(用語の意義)

- 1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 31 条の 25 第 1 項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
 - (2) 「営業停止命令」とは、法第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 3 項、第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号、第 31 条の 15 第 1 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号、第 31 条の 25、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 35 条の 2 又は第 35 条の 4 第 2 項若しくは第 4 項第 2 号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
 - (3) 「営業廃止命令」とは、法第 30 条第 2 項、第 31 条の 5 第 2 項、第 31 条の 6 第 2 項第 3 号又は第 31 条の 15 第 2 項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。
 - (4) 「指示処分」とは、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項、第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定に基づき、指示をすることをいう。
 - (5) 「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第 3 条第 2 項（第 31 条の 23 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第 30 条第 1 項、第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号、第 31 条の 15 第 1 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号、第 35 条若しくは第 35 条の 2 に掲げる罪に当たる違法な行為（2 において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「令」という。）第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条若しくは第 28 条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

(指示処分との関係)

- 2 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第 26 条第 2 項及び第 31 条の 25 第 2 項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。
 - (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
 - (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
 - (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致し

- た場合に限る。)
- (4) 短期 20 日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期 20 日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合
- (量定)
- 3 取消し又は営業停止命令（法第 26 条第 2 項、第 30 条第 3 項又は第 31 条の 25 第 2 項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。
- (1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業
- A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては、6 月の営業停止命令。
- B 40 日以上 6 月以下の営業停止命令。基準期間は、3 月。
- C 20 日以上 6 月以下の営業停止命令。基準期間は、40 日。
- D 10 日以上 80 日以下の営業停止命令。基準期間は、20 日（別表の処分事由 1 (30) 遊技機変更届出義務違反にあつては基準期間 1 月）。
- E 5 日以上 40 日以下の営業停止命令。基準期間は、14 日。
- F 5 日以上 20 日以下の営業停止命令。基準期間は、7 日。
- G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）
- H 5 日以上 80 日以下の営業停止命令（別表の処分事由 1 (31) 及び 6 (26) 条例の遵守事項違反については、各都道府県において 5 日以上 80 日以下の範囲内で定める量定による。）。その基準期間は、以上の基準に準じて各都道府県において定めるところによる。
- (2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業
- A 8 月の営業停止命令
- B 2 月以上 8 月以下の営業停止命令。基準期間は、4 月。
- C 1 月以上 8 月以下の営業停止命令。基準期間は、2 月。
- D 20 日以上 4 月以下の営業停止命令。基準期間は、1 月。
- E 10 日以上 2 月以下の営業停止命令。基準期間は、20 日。
- F 5 日以上 40 日以下の営業停止命令。基準期間は、14 日。
- (取消し)
- 4 取消しは、9 前段に定める場合及び量定が A である処分事由がある場合のほか、3 及び 7 から 9 までに定めるところにより、量定の長期が 6 月に達した場合で、10(2) アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。
- (営業廃止命令)
- 5 営業廃止命令は、3 及び 7 から 9 までに定めるところにより、量定の長期が 8 月に達した場合で、10(2) アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。
- (情状による軽減)
- 6 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2 月以上 6 月以下の営業停止命令とする。
- (営業停止命令の併合)

- た場合に限る。)
- (4) 短期 20 日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期 20 日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合
- (量定)
- 3 取消し又は営業停止命令（法第 26 条第 2 項、第 30 条第 3 項又は第 31 条の 25 第 2 項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。
- (1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業
- A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては、6 月の営業停止命令。
- B 40 日以上 6 月以下の営業停止命令。基準期間は、3 月。
- C 20 日以上 6 月以下の営業停止命令。基準期間は、40 日。
- D 10 日以上 80 日以下の営業停止命令。基準期間は、20 日（別表の処分事由 1 (30) 遊技機変更届出義務違反にあつては基準期間 1 月）。
- E 5 日以上 40 日以下の営業停止命令。基準期間は、14 日。
- F 5 日以上 20 日以下の営業停止命令。基準期間は、7 日。
- G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）
- H 5 日以上 80 日以下の営業停止命令（別表の処分事由 1 (31) 及び 6 (26) 条例の遵守事項違反については、各都道府県において 5 日以上 80 日以下の範囲内で定める量定による。）。その基準期間は、以上の基準に準じて各都道府県において定めるところによる。
- (2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業
- A 8 月の営業停止命令
- B 2 月以上 8 月以下の営業停止命令。基準期間は、4 月。
- C 1 月以上 8 月以下の営業停止命令。基準期間は、2 月。
- D 20 日以上 4 月以下の営業停止命令。基準期間は、1 月。
- E 10 日以上 2 月以下の営業停止命令。基準期間は、20 日。
- F 5 日以上 40 日以下の営業停止命令。基準期間は、14 日。
- (取消し)
- 4 取消しは、9 前段に定める場合及び量定が A である処分事由がある場合のほか、3 及び 7 から 9 までに定めるところにより、量定の長期が 6 月に達した場合で、10(2) アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。
- (営業廃止命令)
- 5 営業廃止命令は、3 及び 7 から 9 までに定めるところにより、量定の長期が 8 月に達した場合で、10(2) アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。
- (情状による軽減)
- 6 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2 月以上 6 月以下の営業停止命令とする。
- (営業停止命令の併合)

7 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(観念的競合)

8 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

9 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。
また、最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について3及び6から8までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

10 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間(7に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、8に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、9後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げられるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、3及び6から9までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(オ) 悔悛の情が見られないこと。

(カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

7 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(観念的競合)

8 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

9 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。
また、最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について3及び6から8までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

10 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間(7に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、8に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、9後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げられるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、3及び6から9までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(オ) 悔悛の情が見られないこと。

(カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

- (イ) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。
- (3) 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。
(営業停止等命令と他の行政処分との関係)
- 11 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。
- 12 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

- (イ) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。
- (3) 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。
(営業停止等命令と他の行政処分との関係)
- 11 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。
- 12 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処 分 事 由	関係条項	量 定
1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 (法第26条第1項)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
(3) 許可証等掲示義務違反	第6条、第55条第1号	G
(4) 相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第55条第2号	G
(5) 合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項(第7条第5項)、 第55条第2号	G
(6) 分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項(第7条第5項)、 第55条第2号	A
(7) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第50条第1項	F
(8) 変更届出義務違反	第1号	G
(9) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	・第2号	E
(10) 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第3項、第55条第3号	G
(11) 許可証返納義務違反	第9条第4項	G
(12) 不正の手段による認定の取得	第9条第5項後段、第54条第2号	B
(13) 特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載		E
(14) 認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条第1項第3号、第55条第4号	G
(15) 認定証返納義務違反	第10条の2第1項、第50条第1項第3号	F
(16) 名義貸し禁止違反	第10条の2第2項、第54条第3号	A
(17) 構造・設備維持義務違反	第10条の2第2項、第54条第3号	D
(18) 営業時間制限違反	第10条の2第5項	C
(19) 迷惑行為防止措置義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、第55条第5号	D
(20) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第11条、第49条第3号	E
(21) 照度規制違反	第12条	D
(22) 騒音・振動規制違反	第13条第1項・第2項	D
(23) 広告・宣伝規制違反	第13条第3項	G
(24) 料金表示義務違反	第13条第4項	G
(25) 年少者立入禁止表示義務違反	第14条	D
(26) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第15条	D
(27) 遊技料金等規制違反	第16条	B
(28) 遊技機規制違反	第17条	A
(29) 遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第18条	A
(30) 遊技機変更届出義務違反	第18条の2	D
(31) 条例の遵守事項違反	第19条	H
(32) 客引き禁止違反	第20条第1項	B
(33) 客引き準備行為禁止違反	第20条第10項(第9条第1項)、第50条第1項第1号・第	B
(34) 年少者接待業務従事禁止違反		A

別表

処 分 事 由	関係条項	量 定
1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 (法第26条第1項)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
(3) 許可証等掲示義務違反	第6条、第55条第1号	G
(4) 相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第55条第2号	G
(5) 合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項(第7条第5項)、 第55条第2号	G
(6) 分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項(第7条第5項)、 第55条第2号	A
(7) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第50条第1項	F
(8) 変更届出義務違反	第1号	G
(9) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	・第2号	E
(10) 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第3項、第55条第3号	G
(11) 許可証返納義務違反	第9条第4項	G
(12) 不正の手段による認定の取得	第9条第5項後段、第54条第2号	B
(13) 特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載		E
(14) 認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条第1項第3号、第55条第4号	G
(15) 認定証返納義務違反	第10条の2第1項、第50条第1項第3号	F
(16) 名義貸し禁止違反	第10条の2第2項、第54条第3号	A
(17) 構造・設備維持義務違反	第10条の2第2項、第54条第3号	D
(18) 営業時間制限違反	第10条の2第5項	C
(19) 迷惑行為防止措置義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、第55条第5号	D
(20) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第11条、第49条第3号	E
(21) 照度規制違反	第12条	D
(22) 騒音・振動規制違反	第13条第1項・第2項	D
(23) 広告・宣伝規制違反	第13条第3項	G
(24) 料金表示義務違反	第13条第4項	G
(25) 年少者立入禁止表示義務違反	第14条	D
(26) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第15条	D
(27) 遊技料金等規制違反	第16条	B
(28) 遊技機規制違反	第17条	A
(29) 遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第18条	A
(30) 遊技機変更届出義務違反	第18条の2	D
(31) 条例の遵守事項違反	第19条	H
(32) 客引き禁止違反	第20条第1項	B
(33) 客引き準備行為禁止違反	第20条第10項(第9条第1項)、第50条第1項第1号・第	B
(34) 年少者接待業務従事禁止違反		A

(35) 年少者接客業務従事禁止違反	2号 第20条第10項(第9条第3項第2号)、第55条第3号	A
(36) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第21条に基づく条例	B
(37) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第1号、第52条第1号	B
(38) 現金等提供禁止違反	第22条第1項第2号、第52条第1号	B
(39) 賞品買取り禁止違反	第22条第1項第3号、第50条第1項第4号	B
(40) 遊技球等持ち出し禁止違反	第22条第1項第4号、第50条第1項第4号	E
(41) 遊技球等保管書面発行禁止違反	第22条第1項第4号	E
(42) 賞品提供禁止違反	第22条第1項第5号、第50条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	C
(43) 管理者選任義務違反	第22条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	E
(44) 管理者講習受講義務違反	第22条第1項第6号、第50条第1項第4号	G
(45) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(風俗営業者が違反)	第23条第1項第1号、第52条第2号	A
(46) 無許可特定遊興飲食店営業	第23条第1項第2号、第52条第2号	D
(47) 従業者名簿備付け記載義務違反	第23条第1項第2号、第52条第2号	D
(48) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第54条第4号	D
(49) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第54条第4号	D
(50) 報告・資料提出義務違反	第23条第3項、第54条第4号	D
(51) 立入の拒否、妨害、忌避	第23条第2項、第52条第3号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(52) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第24条第1項、第54条第5号	A
(53) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第24条第7項 第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号 第31条の22、第49条第7号 第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条第4号 第36条の2第2項、第53条第5号	B
(54) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(55) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A

(35) 年少者接客業務従事禁止違反	2号 第20条第10項(第9条第3項第2号)、第55条第3号	A
(36) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第21条に基づく条例	B
(37) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第1号、第52条第1号	B
(38) 現金等提供禁止違反	第22条第1項第2号、第52条第1号	B
(39) 賞品買取り禁止違反	第22条第1項第3号、第50条第1項第4号	B
(40) 遊技球等持ち出し禁止違反	第22条第1項第4号、第50条第1項第4号	E
(41) 遊技球等保管書面発行禁止違反	第22条第1項第4号	E
(42) 賞品提供禁止違反	第22条第1項第5号、第50条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	C
(43) 管理者選任義務違反	第22条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	E
(44) 管理者講習受講義務違反	第22条第1項第6号、第50条第1項第4号	G
(45) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(風俗営業者が違反)	第23条第1項第1号、第52条第2号	A
(46) 無許可特定遊興飲食店営業	第23条第1項第2号、第52条第2号	D
(47) 従業者名簿備付け記載義務違反	第23条第1項第2号、第52条第2号	D
(48) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第54条第4号	D
(49) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第54条第4号	D
(50) 報告・資料提出義務違反	第23条第3項、第54条第4号	D
(51) 立入の拒否、妨害、忌避	第23条第2項、第52条第3号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(52) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第24条第1項、第54条第5号	A
(53) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第24条第7項 第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号 第31条の22、第49条第7号 第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条第4号 第36条の2第2項、第53条第5号	B
(54) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(55) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A

分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。)	D
(56) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(イに該当するものを除く。)	D
(57) (56)に規定する手段によって、客に(56)イ、ロ若しくはハに掲げる役務((56)ロに掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	A
(58) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(59) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	B
(60) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	A
(61) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)	A
又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)	A
の罪(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)の規定により適用する場合を含む。)	A
に当たる違法な行為	A
(62) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(63) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)	B
の罪に当たる違法な行為	B
(64) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)	E
の罪に当たる違法な行為	E
(65) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)	A
の罪に当たる違法な行為	A
(66) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	B
(67) (66)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	C
(68) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、	C

第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくはる部分に限る。)	D
(56) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(イに該当するものを除く。)	D
(57) (56)に規定する手段によって、客に(56)イ、ロ若しくはハに掲げる役務((56)ロに掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	A
(58) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(59) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	B
(60) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	A
(61) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)	A
又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)	A
の罪(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)の規定により適用する場合を含む。)	A
に当たる違法な行為	A
(62) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(63) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)	B
の罪に当たる違法な行為	B
(64) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)	E
の罪に当たる違法な行為	E
(65) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)	A
の罪に当たる違法な行為	A
(66) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	B
(67) (66)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	C
(68) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、	C

- 第 74 条の 3、第 74 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 74 条の 5、第 74 条の 6 又は第 74 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の罪に当たる違法な行為
- (69) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為
- (70) 大麻取締法第 24 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 24 条の 3 (大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。) 又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
- (71) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (72) 覚せい剤取締法第 41 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 41 条の 3 (同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項 (これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)) 又は同条第 3 項に係る部分に限る。)、第 41 条の 4 (同法第 30 条の 7、第 30 条の 9 (譲渡に係る部分に限る。)) 又は第 30 条の 11 (他人に対する施用に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (73) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
- (74) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (75) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (76) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (77) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (78) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (79) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (80) 刑法第 24 章 (礼拝所及び墳墓に関する罪) の罪に当たる違法な行為
- (81) 関税法第 69 条の 11 第 1 項の規定 (第 1 号及び第 7 号に係る部分に限る。)) に違反する行為 (薬物、公安・風俗を害する書籍・凶画等の輸入)
- (82) 電波法第 108 条 (わいせつな通信の発信) の罪に当たる違法な行為
- (83) 無限連鎖講の防止に関する法律第 3 条 (無限連鎖講の禁止) の規定に違反する行為

A
B

D

B

B

B

D

D

D

D

D

D

A

A

D

D

- (84) 当せん金付証票法第 6 条第 7 項の規定に違反する第 3 項、第 74 条の 5、第 74 条の 6 又は第 74 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の罪に当たる違法な行為
- (69) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為
- (70) 大麻取締法第 24 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 24 条の 3 (大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。) 又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
- (71) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (72) 覚せい剤取締法第 41 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 41 条の 3 (同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項 (これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)) 又は同条第 3 項に係る部分に限る。)、第 41 条の 4 (同法第 30 条の 7、第 30 条の 9 (譲渡に係る部分に限る。)) 又は第 30 条の 11 (他人に対する施用に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (73) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
- (74) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (75) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (76) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (77) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (78) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (79) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
- (80) 刑法第 24 章 (礼拝所及び墳墓に関する罪) の罪に当たる違法な行為
- (81) 関税法第 69 条の 11 第 1 項の規定 (第 1 号及び第 7 号に係る部分に限る。)) に違反する行為 (薬物、公安・風俗を害する書籍・凶画等の輸入)
- (82) 電波法第 108 条 (わいせつな通信の発信) の罪に当たる違法な行為
- (83) 無限連鎖講の防止に関する法律第 3 条 (無限連鎖講の禁止) の規定に違反する行為

A
B

D

B

B

B

D

D

D

D

D

D

A

A

D

D

(84) 当せん金付証券法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証券の転売）		F
(85) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒、親権者等の不制止）		D
(86) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）		F
(87) 未成年者喫煙禁止法第1条（未成年者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為	関税法第109条第1項・第2項	D
(88) 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		F
(89) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	E
(90) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）	当せん金付証券法第18条第1項第1号	F
(91) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	未成年者飲酒禁止法第3条第2項	
(92) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反し、又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	未成年者飲酒禁止法第3条第1項	D
(93) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		D
(94) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	D
(95) 公衆浴場法第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	D
(96) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号、第71条第2項、第72条第1項・第2項	E
(97) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）		D
(98) 消防法第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D

(99) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄行為（当せん金付証券の転売）		F
(85) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒、親権者等の不制止）		D
(86) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）		F
(87) 未成年者喫煙禁止法第1条（未成年者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為	関税法第109条第1項・第2項	D
(88) 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		F
(89) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	E
(90) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）	当せん金付証券法第18条第1項第1号	F
(91) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	未成年者飲酒禁止法第3条第2項	
(92) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反し、又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	未成年者飲酒禁止法第3条第1項	D
(93) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		D
(94) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	D
(95) 公衆浴場法第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	D
(96) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号、第71条第2項、第72条第1項・第2項	E
(97) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）		D
(98) 消防法第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D

(99) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条（投棄禁止）の規定に違反する行為 (100) その他の法令の規定に違反する行為	旅館業法第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条第 1 号、第 11 条第 1 号	D H
<法に基づく処分又は条件に違反する行為> (101) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反 (102) (101)以外の指示処分違反 (103) 営業停止命令違反 (104) 許可の条件違反	公衆浴場法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 号	B C A C
	道路交通法第 119 条第 1 項第 12 号の 4 建築基準法第 9 条第 1 項・第 10 項前段	
	消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項	
	第 16 条、第 25 条 第 25 条 第 26 条第 1 項、第 49 条第 4 号 第 3 条第 2 項	

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第 30 条第 1 項） <法に規定する罪（法第 49 条第 5 号及び第 6 号の罪を除く。）に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の禁止違反の罪 (4) 広告・宣伝の方法違反の罪 (5) 客引き禁止違反の罪 (6) 客引き準備行為禁止違反の罪	第 27 条第 1 項・第 3 項、第 52 条第 4 号・第 5 号 第 27 条第 2 項・第 3 項、第 54 条第 6 号 第 27 条の 2、第 53 条第 1 号 第 28 条第 5 項、第 53 条第 2 号 第 28 条第 12 項第 1 号、第 52 条第 1 号	B E C C B B
--	---	----------------------------

禁止）の規定に違反する行為 (100) その他の法令の規定に違反する行為	旅館業法第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条第 1 号、第 11 条第 1 号	D H
<法に基づく処分又は条件に違反する行為> (101) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反 (102) (101)以外の指示処分違反 (103) 営業停止命令違反 (104) 許可の条件違反	公衆浴場法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 号	B C A C
	道路交通法第 119 条第 1 項第 12 号の 4 建築基準法第 9 条第 1 項・第 10 項前段	
	消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項	
	第 16 条、第 25 条 第 25 条 第 26 条第 1 項、第 49 条第 4 号 第 3 条第 2 項	

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第 30 条第 1 項） <法に規定する罪（法第 49 条第 5 号及び第 6 号の罪を除く。）に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の禁止違反の罪 (4) 広告・宣伝の方法違反の罪 (5) 客引き禁止違反の罪 (6) 客引き準備行為禁止違反の罪	第 27 条第 1 項・第 3 項、第 52 条第 4 号・第 5 号 第 27 条第 2 項・第 3 項、第 54 条第 6 号 第 27 条の 2、第 53 条第 1 号 第 28 条第 5 項、第 53 条第 2 号 第 28 条第 12 項第 1 号、第 52 条第 1 号	B E C C B B
--	---	----------------------------

(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 2 号、第 52 条第 1 号	A
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 3 号、第 50 条第 1 項第 5 号	B
(9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 4 号、第 50 条第 1 項第 5 号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 5 号、第 50 条第 1 項第 5 号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第 31 条第 4 項、第 55 条第 6 号	D
(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第 36 条第 3 号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第 36 条の 2 第 1 項、第 53 条第 4 号	D
(14) 報告・資料提出義務違反の罪	第 36 条の 2 第 2 項、第 53 条第 5 号	D
(15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪		
<法第 30 条第 1 項に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(16) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 185 条、第 186 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第 37 条第 1 項、第 53 条第 6 号	A
(17) 組織的犯罪処罰法第 3 条第 1 項（第 5 号又は第 6 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第 37 条第 2 項、第 38 条の 2 第 1 項、第 53 条第 7 号	A
(18) 組織的犯罪処罰法第 6 条（第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(19) 売春防止法第 2 章の罪に当たる違法な行為		A
(20) 児童買春・児童ポルノ法第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 項から第 8 項まで又は第 8 条の罪に当たる違法な行為		A
(21) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 1 項の罪に当たる違法な行為		B
(22) 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条又は第 56 条に係る部分に限る。）又は第 119 条第 1 号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(23) 職業安定法第 63 条の罪に当たる違法な行為		A
(24) 児童福祉法第 60 条第 1 項又は第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(25) 児童福祉法第 60 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 2 号、第 52 条第 1 号	A
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 3 号、第 50 条第 1 項第 5 号	B
(9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 4 号、第 50 条第 1 項第 5 号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第 28 条第 12 項第 5 号、第 50 条第 1 項第 5 号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第 31 条第 4 項、第 55 条第 6 号	D
(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第 36 条第 3 号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第 36 条の 2 第 1 項、第 53 条第 4 号	D
(14) 報告・資料提出義務違反の罪	第 36 条の 2 第 2 項、第 53 条第 5 号	D
(15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪		
<法第 30 条第 1 項に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(16) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 185 条、第 186 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第 37 条第 1 項、第 53 条第 6 号	A
(17) 組織的犯罪処罰法第 3 条第 1 項（第 5 号又は第 6 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第 37 条第 2 項、第 38 条の 2 第 1 項、第 53 条第 7 号	A
(18) 組織的犯罪処罰法第 6 条（第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(19) 売春防止法第 2 章の罪に当たる違法な行為		A
(20) 児童買春・児童ポルノ法第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 項から第 8 項まで又は第 8 条の罪に当たる違法な行為		A
(21) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 1 項の罪に当たる違法な行為		B
(22) 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条又は第 56 条に係る部分に限る。）又は第 119 条第 1 号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(23) 職業安定法第 63 条の罪に当たる違法な行為		A
(24) 児童福祉法第 60 条第 1 項又は第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(25) 児童福祉法第 60 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

- (26) 出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの
- (27) (26)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為
- (28) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (29) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 181 条まで又は第 187 条の罪に当たる違法な行為
- (30) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為
 - イ 法第 2 条第 6 項第 1 号又は第 2 号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務
 - ロ 令第 2 条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務
 - ハ 令第 5 条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務
- (31) (30)に規定する手段によって、客に(30)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(30)ロに掲げる役務にあつては、令第 2 条第 3 号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第 2 条第 6 項第 5 号に掲げる営業に係る令第 4 条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為
- (32) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
- (33) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (34) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (35) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の

A

B

A

B

D

D

B

D

B

B

- (26) 出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの
- (27) (26)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為
- (28) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (29) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 179 条まで、第 181 条又は第 187 条の罪に当たる違法な行為
- (30) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為
 - イ 法第 2 条第 6 項第 1 号又は第 2 号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務
 - ロ 令第 2 条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務
 - ハ 令第 5 条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務
- (31) (30)に規定する手段によって、客に(30)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(30)ロに掲げる役務にあつては、令第 2 条第 3 号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第 2 条第 6 項第 5 号に掲げる営業に係る令第 4 条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為
- (32) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
- (33) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (34) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (35) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の

A

B

A

B

D

D

B

D

B

B

2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為		B
(36) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為		D
(37) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為		D
(38) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(40) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(41) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		C
(42) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反		C
(43) 営業時間制限違反に対する指示処分違反		C
(44) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第 27 条第 5 項、第 29 条	C
(45) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第 28 条第 4 項に基づく条例、第 29 条	C
(46) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第 28 条第 8 項、第 29 条	C
(47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第 28 条第 9 項、第 29 条	C
(48) (42)～(47)以外の指示処分違反		A
(49) 営業停止命令違反	第 28 条第 10 項、第 29 条	
	第 28 条第 11 項(第 18 条の 2)、第 29 条 第 29 条 第 30 条第 1 項、第 49 条第 4 号	

3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号）		
<法に規定する罪に当たる違法な行為>		
(1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	第 28 条第 1 項・第 2 項に基づく条例、第 49 条第 5 号・第 6 号	A
(2) 営業届出義務違反の罪		
(3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第 31 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 52 条第 4 号・第 5 号	B
(4) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第 31 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 54 条第 6 号	E
(5) 広告・宣伝の方法違反の罪	第 31 条の 2 の 2、第 53 条第 1 号	C

る。)に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為		B
(36) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為		D
(37) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為		D
(38) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(40) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
(41) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		C
(42) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反		C
(43) 営業時間制限違反に対する指示処分違反		C
(44) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第 27 条第 5 項、第 29 条	C
(45) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第 28 条第 4 項に基づく条例、第 29 条	C
(46) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第 28 条第 8 項、第 29 条	C
(47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第 28 条第 9 項、第 29 条	C
(48) (42)～(47)以外の指示処分違反		A
(49) 営業停止命令違反	第 28 条第 10 項、第 29 条	
	第 28 条第 11 項(第 18 条の 2)、第 29 条 第 29 条 第 30 条第 1 項、第 49 条第 4 号	

3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号）		
<法に規定する罪に当たる違法な行為>		
(1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	第 28 条第 1 項・第 2 項に基づく条例、第 49 条第 5 号・第 6 号	A
(2) 営業届出義務違反の罪		
(3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第 31 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 52 条第 4 号・第 5 号	B
(4) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第 31 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 54 条第 6 号	E
(5) 広告・宣伝の方法違反の罪	第 31 条の 2 の 2、第 53 条第 1 号	C

(6) 禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第1項(第28条第5項)、第53条第2号	A
(7) 禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第1項)、第49条第5号	A
(8) 客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第2項)に基づく条例、第49条第6号	B
(9) 客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第52条第1号	B
(10) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第52条第1号	B
(11) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第52条第1号	B
(12) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第2項(第28条第12項第4号)、第50条第1項第5号	A
(13) 標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第50条第1項第5号	E
(14) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第50条第1項第5号	D
(15) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	D
(17) 報告・資料提出義務違反の罪	第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第55条第6号	D
(18) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第55条第6号	D
<法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(19) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条第4号 第36条の2第2項、第53条第5号	A
(20) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	A
(21) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	B
(22) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		
(23) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(24) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		A
(25) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第		B
		A

(6) 禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第1項(第28条第5項)、第53条第2号	A
(7) 禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第1項)、第49条第5号	A
(8) 客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第2項)に基づく条例、第49条第6号	B
(9) 客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第52条第1号	B
(10) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第52条第1号	B
(11) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第52条第1号	B
(12) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第2項(第28条第12項第4号)、第50条第1項第5号	A
(13) 標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第50条第1項第5号	E
(14) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第50条第1項第5号	D
(15) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	D
(17) 報告・資料提出義務違反の罪	第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第55条第6号	D
(18) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第55条第6号	D
<法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(19) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条第4号 第36条の2第2項、第53条第5号	A
(20) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	A
(21) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	B
(22) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		
(23) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(24) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		A
(25) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第		B
		A

- 1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為
- (26) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
- (27) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (28) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (29) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの
- (30) (29)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
- (31) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為
- <政令で定める重大な不正行為>
- (32) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為
- (33) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為
- (34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為
- (35) 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為
- (36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為
- (37) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為
- (38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為

A
A
B
A
B
A
B
A
B
B
D
B
B
B
D

- 1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為
- (26) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
- (27) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (28) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (29) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの
- (30) (29)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
- (31) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為
- <政令で定める重大な不正行為>
- (32) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第187条の罪に当たる違法な行為
- (33) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為
- (34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為
- (35) 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為
- (36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為
- (37) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為
- (38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為

A
A
B
A
B
A
B
A
B
B
D
B
B
B
D

(39) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の に当たる違法な行為	D
(40) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(41) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条 第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又 は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(43) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不 当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意 思に反して法第 2 条第 7 項第 1 号に掲げる営業に係 る異性の客に接触する役務を提供することを強制す る行為	D
(44) (43) に規定する手段によって、客に(43)に規定す る役務の提供を受けること又は法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる営業に係る令第 4 条に規定する物品を購 入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
<法に基づく処分に違反する行為>	
(45) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 処分違反	C
(46) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す る指示処分違反	C
(47) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分	C
(48) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に 対する指示処分違反	C
(49) 営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所 営業）	C 第 31 条の 2 第 5 項、第 31 条 の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(50) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違 反（受付所営業）	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 18 条 の 2 第 1 項)、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(51) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処 分違反	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 28 条 第 8 項)、第 31 条の 4 第 1 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(52) (45)～(51)以外の指示処分違反	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 28 条 第 9 項)、第 31 条の 4 第 1 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(53) 営業停止命令等違反	A 第 31 条の 3 第 2 項(第 28 条 第 4 項)に基づく条例、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 3 第 2 項(第 28 条 第 10 項)、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 3 第 3 項第 2 号、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号

(39) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の に当たる違法な行為	D
(40) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(41) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条 第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又 は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為	D
(43) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不 当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意 思に反して法第 2 条第 7 項第 1 号に掲げる営業に係 る異性の客に接触する役務を提供することを強制す る行為	D
(44) (43) に規定する手段によって、客に(43)に規定す る役務の提供を受けること又は法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる営業に係る令第 4 条に規定する物品を購 入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
<法に基づく処分に違反する行為>	
(45) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 処分違反	C
(46) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す る指示処分違反	C
(47) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分	C
(48) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に 対する指示処分違反	C
(49) 営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所 営業）	C 第 31 条の 2 第 5 項、第 31 条 の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(50) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違 反（受付所営業）	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 18 条 の 2 第 1 項)、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(51) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処 分違反	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 28 条 第 8 項)、第 31 条の 4 第 1 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(52) (45)～(51)以外の指示処分違反	C 第 31 条の 3 第 1 項(第 28 条 第 9 項)、第 31 条の 4 第 1 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 1 号
(53) 営業停止命令等違反	A 第 31 条の 3 第 2 項(第 28 条 第 4 項)に基づく条例、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 3 第 2 項(第 28 条 第 10 項)、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 3 第 3 項第 2 号、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号

	第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 5 第 1 項・第 2 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 2 号・第 3 号、第 49 条第 4 号	
4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第 31 条の 15 第 1 項） <法に規定する罪（法第 49 条第 5 号及び第 6 号の罪を除く。）に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 客引き禁止違反の罪 (5) 客引き準備行為禁止違反の罪 (6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 (7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 (9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪 (10) 標章破壊等禁止違反の罪 (11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (12) 報告・資料提出義務違反の罪 (13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 <法第 31 条の 15 第 1 項に掲げる罪に当たる違法な行為> (14) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 185 条、第 186 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 (15) 組織的犯罪処罰法第 3 条第 1 項（第 5 号又は第 6	第 31 条の 12 第 1 項・第 2 項（第 27 条第 3 項）、第 52 条第 4 号・第 5 号 第 31 条の 12 第 2 項（第 27 条第 2 項・第 3 項）、第 54 条第 6 号 第 31 条の 13 第 1 項（第 28 条第 5 項）、第 53 条第 2 号 第 31 条の 13 第 2 項第 1 号、第 52 条第 1 号 第 31 条の 13 第 2 項第 2 号、第 52 条第 1 号 第 31 条の 13 第 2 項第 3 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 4 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 5 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 6 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 16 第 4 項、第 55 条第 6 号 第 36 条、第 53 条第 3 号 第 37 条第 1 項、第 53 条第 6 号 第 37 条第 2 項、第 38 条の 2 第 1 項、第 53 条第 7 号	B E C B B A B B B E D D D A A

	第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 6 第 2 項第 1 号 第 31 条の 5 第 1 項・第 2 項、 第 31 条の 6 第 2 項第 2 号・第 3 号、第 49 条第 4 号	
4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第 31 条の 15 第 1 項） <法に規定する罪（法第 49 条第 5 号及び第 6 号の罪を除く。）に当たる違法な行為> (1) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 客引き禁止違反の罪 (5) 客引き準備行為禁止違反の罪 (6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 (7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 (9) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪 (10) 標章破壊等禁止違反の罪 (11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (12) 報告・資料提出義務違反の罪 (13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 <法第 31 条の 15 第 1 項に掲げる罪に当たる違法な行為> (14) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 185 条、第 186 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 (15) 組織的犯罪処罰法第 3 条第 1 項（第 5 号又は第 6	第 31 条の 12 第 1 項・第 2 項（第 27 条第 3 項）、第 52 条第 4 号・第 5 号 第 31 条の 12 第 2 項（第 27 条第 2 項・第 3 項）、第 54 条第 6 号 第 31 条の 13 第 1 項（第 28 条第 5 項）、第 53 条第 2 号 第 31 条の 13 第 2 項第 1 号、第 52 条第 1 号 第 31 条の 13 第 2 項第 2 号、第 52 条第 1 号 第 31 条の 13 第 2 項第 3 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 4 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 5 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 13 第 2 項第 6 号、第 50 条第 1 項第 8 号 第 31 条の 16 第 4 項、第 55 条第 6 号 第 36 条、第 53 条第 3 号 第 37 条第 1 項、第 53 条第 6 号 第 37 条第 2 項、第 38 条の 2 第 1 項、第 53 条第 7 号	B E C B B A B B B E D D D A A

- 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (16) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為
 - (18) 児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為
 - (19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為
 - (20) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為
 - (21) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
 - (22) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (23) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (24) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの
 - (25) (24)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
 - (26) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (27) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為
- (28) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為
- (29) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為
- (30) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為
- (31) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付

B
A
A
B
A
A
A
B
A
B
A
B
A
B
A
B
B
B
D
B
B
B

- 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
- (16) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為
 - (18) 児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為
 - (19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為
 - (20) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為
 - (21) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
 - (22) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (23) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為
 - (24) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの
 - (25) (24)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
 - (26) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (27) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為
- (28) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為
- (29) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為
- (30) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為
- (31) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付

B
A
A
B
A
A
A
B
A
B
A
B
A
B
A
B
A
B
D
B
B
B

<p>又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(32) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(33) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(34) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(35) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(36) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(37) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p><法に基づく処分に違反する行為></p> <p>(38) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(39) 営業時間制限違反に対する指示処分違反</p> <p>(40) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反</p> <p>(41) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(42) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(43) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反</p> <p>(44) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(45) (38)～(44)以外の指示処分違反</p> <p>(46) 営業停止命令違反</p>	<p>B</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>第 31 条の 12 第 2 項(第 27 条第 5 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 4 項)に基づく条例、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 8 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 9 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 10 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 2 項第 7 号、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 3 項、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 15 第 1 項、第 49 条第 4 号</p>	<p>B</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p>
<p>5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令 (法第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号)</p> <p><法に規定する罪に当たる違法な行為></p> <p>(1) 営業届出義務違反の罪</p>	<p>第 31 条の 17 第 1 項・第 2 項 (第 31 条の 2 第 3 項)、第</p>	<p>B</p>

<p>又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(32) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(33) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(34) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(35) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(36) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p>(37) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為</p> <p><法に基づく処分に違反する行為></p> <p>(38) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(39) 営業時間制限違反に対する指示処分違反</p> <p>(40) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反</p> <p>(41) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(42) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(43) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反</p> <p>(44) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(45) (38)～(44)以外の指示処分違反</p> <p>(46) 営業停止命令違反</p>	<p>B</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>第 31 条の 12 第 2 項(第 27 条第 5 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 4 項)に基づく条例、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 8 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 9 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 1 項(第 28 条第 10 項)、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 2 項第 7 号、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 13 第 3 項、第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 14</p> <p>第 31 条の 15 第 1 項、第 49 条第 4 号</p>	<p>B</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p>
<p>5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令 (法第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 2 項第 2 号)</p> <p><法に規定する罪に当たる違法な行為></p> <p>(1) 営業届出義務違反の罪</p>	<p>第 31 条の 17 第 1 項・第 2 項 (第 31 条の 2 第 3 項)、第</p>	<p>B</p>

(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	52条第4号・第5号 第31条の17第2項(第31条の2第2項・第3項)、第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
(4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第50条第1項第9号	B
(5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(6) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
<法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(7) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。))又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(17) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A

(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	52条第4号・第5号 第31条の17第2項(第31条の2第2項・第3項)、第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
(4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第50条第1項第9号	B
(5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(6) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
<法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(7) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。))又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(17) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A

- (18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為
 (19) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (20) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 181 条まで又は第 187 条の罪に当たる違法な行為
 (21) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
 (22) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (23) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
 (24) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
 (25) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (26) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (27) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (28) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (29) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (30) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為

<法に基づく処分に違反する行為>

- (31) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反

B

A

B

B

D

B

B

B

D

D

D

D

D

C

- (18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為
 (19) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為

<政令で定める重大な不正行為>

- (20) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 179 条まで又は第 187 条の罪に当たる違法な行為
 (21) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為
 (22) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (23) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
 (24) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
 (25) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (26) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
 (27) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (28) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (29) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為
 (30) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為

<法に基づく処分に違反する行為>

- (31) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反

B

A

B

B

D

B

B

B

D

D

D

D

D

C

(32) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分違反	条の2第5項)、第31条の 19第1項、第31条の21第 2項第1号	C
(33) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に 対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28 条第8項)、第31条の19第 1項、第31条の21第2項第 1号	C
(34) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対す る指示処分違反	第31条の18第1項(第28 条第9項)、第31条の19第 1項、第31条の21第2項第 1号	C
(35) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、 第31条の19第1項、第31 条の21第2項第1号	C
(36) (31)～(35)以外の指示処分違反	第31条の18第3項、第31 条の19第1項、第31条の21 第2項第1号	A
(37) 営業停止命令違反	第31条の19第1項、第31 条の21第2項第1号 第31条の20、第31条の21 第2項 第2号、第49条第4号	A

6 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営 業停止命令 (法第31条の25)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7 号	A
(3) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第5条第4 項)	G
(4) 許可証等掲示義務違反	第31条の23(第6条)、第 55条第1号	G
(5) 相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条第5 項)、第55条第2号	G
(6) 合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の2第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	G
(7) 分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の3第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	A
(8) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段 による変更に係る承認の取得	第31条の23(第7条の3第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	F
(9) 変更届出義務違反	第31条の23(第9条第1 項)、第50条第1項第1号・第 2号	G
(10) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23(第9条第3 項)、第55条第3号	G
(11) 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設 備の変更に係る届出義務違反	第31条の23(第9条第4 項)	B
(12) 許可証返納義務違反	第31条の23(第9条第5項)	E
(13) 不正の手段による認定の取得		
(14) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載		

(32) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分違反	条の2第5項)、第31条の 19第1項、第31条の21第 2項第1号	C
(33) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に 対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28 条第8項)、第31条の19第 1項、第31条の21第2項第 1号	C
(34) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対す る指示処分違反	第31条の18第1項(第28 条第9項)、第31条の19第 1項、第31条の21第2項第 1号	C
(35) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、 第31条の19第1項、第31 条の21第2項第1号	C
(36) (31)～(35)以外の指示処分違反	第31条の18第3項、第31 条の19第1項、第31条の21 第2項第1号	A
(37) 営業停止命令違反	第31条の19第1項、第31 条の21第2項第1号 第31条の20、第31条の21 第2項 第2号、第49条第4号	A

6 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営 業停止命令 (法第31条の25)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7 号	A
(3) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第5条第4 項)	G
(4) 許可証等掲示義務違反	第31条の23(第6条)、第 55条第1号	G
(5) 相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条第5 項)、第55条第2号	G
(6) 合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の2第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	G
(7) 分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の3第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	A
(8) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段 による変更に係る承認の取得	第31条の23(第7条の3第 3項(第7条第5項))、第55 条第2号	F
(9) 変更届出義務違反	第31条の23(第9条第1 項)、第50条第1項第1号・第 2号	G
(10) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23(第9条第3 項)、第55条第3号	G
(11) 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設 備の変更に係る届出義務違反	第31条の23(第9条第4 項)	B
(12) 許可証返納義務違反	第31条の23(第9条第5項)	E
(13) 不正の手段による認定の取得		
(14) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載		

(15) 認定証亡失・滅失届出義務違反	後段)、第54条第2号 第31条の23(第10条第1 項第3号)、第55条第4号	G
(16) 認定証返納義務違反	第31条の23(第10条の2 第1項)、第50条第1項第3 号	F
(17) 名義貸し禁止違反	第31条の23(第10条の2 第2項)、第54条第3号	A
(18) 構造・設備維持義務違反	第31条の23(第10条の2 第5項)	D
(19) 営業時間制限違反	第31条の23(第10条の2 第7項第2号・第3号)、第 55条第5号	C
(20) 迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23(第11条)、第 49条第3号	D
(21) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23(第12条) 第31条の23(第13条第2 項)	D
(22) 照度規制違反	第31条の23(第13条第3 項)	E
(23) 騒音・振動規制違反	第31条の23(第13条第4 項)	D
(24) 年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23(第14条)	G
(25) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23(第15条)	D
(26) 条例の遵守事項違反	第31条の23(第18条)	H
(27) 客引き禁止違反	第31条の23(第18条の2)	B
(28) 客引き準備行為禁止違反	第31条の23(第21条)に基 づく条例	B
(29) 年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第1号)、第52条第1号	A
(30) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第2号)、第52条第1号	B
(31) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第4号)、第50条第1項第 4号	B
(32) 管理者選任義務違反	第31条の23(第22条第1 項第5号)、第50条第1項第 4号	E
(33) 管理者講習受講義務違反	第31条の23(第22条第1 項第6号)、第50条第1項第 4号	G
(34) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営 業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反)	第31条の23(第24条第1 項)、第54条第5号	A
(35) 従業者名簿備付け記載義務違反	第31条の23(第24条第7 項)	D
(36) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第28条第1項・第2項に基づく 条例、第49条第5号・第6号	D
(37) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 務違反	第36条、第53条第3号	D
(38) 報告・資料提出義務違反	第36条の2第1項、第53条 第4号	D
(39) 立入の拒否、妨害、忌避	第36条の2第2項、第53条 第5号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(40) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、 第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつ の目的に係る部分に限る。)以下(40)において同 じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、 営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40) において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同 法第224条、第225条、第226条は第226条の2又 は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係 る部分に限る。以下(40)において同じ。) 若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。 以下(40)において同じ。) 又は第228条(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2、第226条 の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分	第31条の23(第24条第1 項)、第54条第5号 第31条の23(第24条第7 項) 第28条第1項・第2項に基づく 条例、第49条第5号・第6号 第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条 第4号 第36条の2第2項、第53条 第5号	A

(15) 認定証亡失・滅失届出義務違反	後段)、第54条第2号 第31条の23(第10条第1 項第3号)、第55条第4号	G
(16) 認定証返納義務違反	第31条の23(第10条の2 第1項)、第50条第1項第3 号	F
(17) 名義貸し禁止違反	第31条の23(第10条の2 第2項)、第54条第3号	A
(18) 構造・設備維持義務違反	第31条の23(第10条の2 第5項)	D
(19) 営業時間制限違反	第31条の23(第10条の2 第7項第2号・第3号)、第 55条第5号	C
(20) 迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23(第11条)、第 49条第3号	D
(21) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23(第12条) 第31条の23(第13条第2 項)	D
(22) 照度規制違反	第31条の23(第13条第3 項)	E
(23) 騒音・振動規制違反	第31条の23(第13条第4 項)	D
(24) 年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23(第14条)	G
(25) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23(第15条)	D
(26) 条例の遵守事項違反	第31条の23(第18条)	H
(27) 客引き禁止違反	第31条の23(第18条の2)	B
(28) 客引き準備行為禁止違反	第31条の23(第21条)に基 づく条例	B
(29) 年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第1号)、第52条第1号	A
(30) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第2号)、第52条第1号	B
(31) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23(第22条第1 項第4号)、第50条第1項第 4号	B
(32) 管理者選任義務違反	第31条の23(第22条第1 項第5号)、第50条第1項第 4号	E
(33) 管理者講習受講義務違反	第31条の23(第22条第1 項第6号)、第50条第1項第 4号	G
(34) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営 業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反)	第31条の23(第24条第1 項)、第54条第5号	A
(35) 従業者名簿備付け記載義務違反	第31条の23(第24条第7 項)	D
(36) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第28条第1項・第2項に基づく 条例、第49条第5号・第6号	D
(37) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 務違反	第36条、第53条第3号	D
(38) 報告・資料提出義務違反	第36条の2第1項、第53条 第4号	D
(39) 立入の拒否、妨害、忌避	第36条の2第2項、第53条 第5号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(40) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、 第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつ の目的に係る部分に限る。)以下(40)において同 じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、 営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40) において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同 法第224条、第225条、第226条は第226条の2又 は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係 る部分に限る。以下(40)において同じ。) 若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。 以下(40)において同じ。) 又は第228条(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2、第226条 の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分	第31条の23(第24条第1 項)、第54条第5号 第31条の23(第24条第7 項) 第28条第1項・第2項に基づく 条例、第49条第5号・第6号 第36条、第53条第3号 第36条の2第1項、第53条 第4号 第36条の2第2項、第53条 第5号	A

に限る。)の罪に当たる違法な行為		
(41) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(42) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A
(43) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。) 又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(イに該当するものを除く。)		D
(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)イ、ロ若しくはハに掲げる役務((44)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(46) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(47) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(48) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(49) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。) 又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		A
(50) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(51) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(52) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(53) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		E
(54) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させ		A

に限る。)の罪に当たる違法な行為		
(41) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(42) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A
(43) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。) 又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(イに該当するものを除く。)		D
(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)イ、ロ若しくはハに掲げる役務((44)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(46) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(47) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(48) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(49) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。) 又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		A
(50) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(51) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(52) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(53) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		E
(54) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させ		A

- ていたもの
- (55) (54)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為 B
 - (56) 出入国管理及び難民認定法第 74 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 74 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 74 条の 3、第 74 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 74 条の 5、第 74 条の 6 又は第 74 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の罪に当たる違法な行為 C
 - (57) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為 A
 - (58) 大麻取締法第 24 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 24 条の 3 (大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。) 又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為 B
 - (59) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (60) 覚せい剤取締法第 41 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 41 条の 3 (同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項 (これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)) 又は同条第 3 項に係る部分に限る。)、第 41 条の 4 (同法第 30 条の 7、第 30 条の 9 (譲渡に係る部分に限る。)) 又は第 30 条の 11 (他人に対する施用に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為 B
 - (61) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為 B
 - (62) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為 B
 - (63) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (64) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (65) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (66) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (67) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (68) 刑法第 24 章 (礼拝所及び墳墓に関する罪) の罪に当たる違法な行為 D
 - (69) 関税法第 69 条の 11 第 1 項の規定 (第 1 号及び第 7 号に係る部分に限る。)) に違反する行為 (薬物、

B
C
A
B
D
B
B
D
D
D
D
D
D
D
D
A

- ていたもの
- (55) (54)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為 B
 - (56) 出入国管理及び難民認定法第 74 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 74 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 74 条の 3、第 74 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 74 条の 5、第 74 条の 6 又は第 74 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の罪に当たる違法な行為 C
 - (57) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為 A
 - (58) 大麻取締法第 24 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 24 条の 3 (大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) 又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為 B
 - (59) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (60) 覚せい剤取締法第 41 条の 2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第 41 条の 3 (同法第 19 条若しくは第 20 条第 2 項 (これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。)) 又は同条第 3 項に係る部分に限る。)、第 41 条の 4 (同法第 30 条の 7、第 30 条の 9 (譲渡に係る部分に限る。)) 又は第 30 条の 11 (他人に対する施用に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為 B
 - (61) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第 64 条の 3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 66 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 66 条の 2 (同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為 B
 - (62) あへん法第 52 条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為 B
 - (63) 競馬法第 30 条第 3 号又は第 31 条第 1 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (64) 自転車競技法第 56 条第 2 号又は第 57 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (65) 小型自動車競走法第 61 条第 2 号又は第 62 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (66) モーターボート競走法第 65 条第 2 号又は第 66 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (67) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条又は第 33 条第 2 号の罪に当たる違法な行為 D
 - (68) 刑法第 24 章 (礼拝所及び墳墓に関する罪) の罪に当たる違法な行為 D
 - (69) 関税法第 69 条の 11 第 1 項の規定 (第 1 号及び第 7 号に係る部分に限る。)) に違反する行為 (薬物、

B
C
A
B
D
B
B
D
D
D
D
D
D
D
A

公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)			
(70) 電波法第 108 条 (おいせつな通信の発信) の罪に当たる違法な行為		A	
(71) 無限連鎖講の防止に関する法律第 3 条 (無限連鎖講の禁止) の規定に違反する行為		D	
(72) 当せん金付証票法第 6 条第 7 項の規定に違反する行為 (当せん金付証票の転売)		D	
(73) 未成年者飲酒禁止法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為 (未成年者の飲酒、親権者等の不制止)		F	
(74) 未成年者飲酒禁止法第 1 条第 3 項の規定に違反する行為 (営業者による酒類の販売・供与)		D	
(75) 未成年者喫煙禁止法第 1 条 (未成年者の喫煙禁止) の規定に違反し、又は同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (親権者等の不制止) の罪に当たる違法な行為		F	
(76) 未成年者喫煙禁止法第 5 条の罪に当たる違法な行為 (煙草・器具の販売)		D	
(77) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 2 項の罪に当たる違法な行為 (酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	関税法第 109 条第 1 項・第 2 項	F	
(78) 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の罪に当たる違法な行為 (愛護動物のみだりな殺傷等)	無限連鎖講の防止に関する法律第 5 条、第 6 条、第 7 条	E	
(79) 軽犯罪法第 1 条第 4 号、第 14 号、第 20 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 26 号、第 27 号、第 28 号、第 33 号若しくは第 34 号又は第 3 条の罪に当たる違法な行為	当せん金付証票法第 18 条第 1 項第 1 号	F	
(80) 食品衛生法第 6 条若しくは第 52 条第 1 項の規定に違反し、又は同法第 71 条第 1 項第 3 号若しくは第 73 条第 4 号若しくは第 5 号の罪に当たる違法な行為 (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)	未成年者飲酒禁止法第 3 条第 2 項	D	
(81) 興行場法第 2 条第 1 項 (営業の許可) の規定に違反し、又は同法第 8 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 9 条 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	未成年者飲酒禁止法第 3 条第 1 項	D	
(82) 旅館業法第 3 条第 1 項 (営業の許可)、第 5 条 (宿泊をさせる義務) 若しくは第 6 条第 1 項 (宿泊者名簿の備付け等) の規定に違反し、又は同法第 10 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 11 条第 2 号 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 2 項	D	
(83) 公衆浴場法第 2 条第 1 項 (経営の許可) の規定に違反し、又は同法第 8 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 9 条 (虚偽の報告、立入検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第 2 条	D	
(84) 道路交通法第 77 条第 1 項の規定に違反する行為 (無許可道路使用)			
(85) 建築基準法第 98 条第 1 項第 1 号の罪に当たる違法な行為 (特定行政庁等の命令に対する違反)	食品衛生法第 51 条、第 52 条第 3 項、	E	
(86) 消防法第 39 条の 2 の 2 (防火対象物の使用禁止命令違反等)、第 39 条の 3 の 2 (防火対象物の改修命	第 54 条第 1 項、第 55 条、第	D	

公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)			
(70) 電波法第 108 条 (おいせつな通信の発信) の罪に当たる違法な行為		A	
(71) 無限連鎖講の防止に関する法律第 3 条 (無限連鎖講の禁止) の規定に違反する行為		D	
(72) 当せん金付証票法第 6 条第 7 項の規定に違反する行為 (当せん金付証票の転売)		D	
(73) 未成年者飲酒禁止法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為 (未成年者の飲酒、親権者等の不制止)		F	
(74) 未成年者飲酒禁止法第 1 条第 3 項の規定に違反する行為 (営業者による酒類の販売・供与)		D	
(75) 未成年者喫煙禁止法第 1 条 (未成年者の喫煙禁止) の規定に違反し、又は同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (親権者等の不制止) の罪に当たる違法な行為		F	
(76) 未成年者喫煙禁止法第 5 条の罪に当たる違法な行為 (煙草・器具の販売)		D	
(77) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 2 項の罪に当たる違法な行為 (酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	関税法第 109 条第 1 項・第 2 項	F	
(78) 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の罪に当たる違法な行為 (愛護動物のみだりな殺傷等)	無限連鎖講の防止に関する法律第 5 条、第 6 条、第 7 条	E	
(79) 軽犯罪法第 1 条第 4 号、第 14 号、第 20 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 26 号、第 27 号、第 28 号、第 33 号若しくは第 34 号又は第 3 条の罪に当たる違法な行為	当せん金付証票法第 18 条第 1 項第 1 号	F	
(80) 食品衛生法第 6 条若しくは第 52 条第 1 項の規定に違反し、又は同法第 71 条第 1 項第 3 号若しくは第 73 条第 4 号若しくは第 5 号の罪に当たる違法な行為 (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)	未成年者飲酒禁止法第 3 条第 2 項	D	
(81) 興行場法第 2 条第 1 項 (営業の許可) の規定に違反し、又は同法第 8 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 9 条 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	未成年者飲酒禁止法第 3 条第 1 項	D	
(82) 旅館業法第 3 条第 1 項 (営業の許可)、第 5 条 (宿泊をさせる義務) 若しくは第 6 条第 1 項 (宿泊者名簿の備付け等) の規定に違反し、又は同法第 10 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 11 条第 2 号 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 2 項	D	
(83) 公衆浴場法第 2 条第 1 項 (経営の許可) の規定に違反し、又は同法第 8 条第 2 号 (営業停止命令違反) 若しくは第 9 条 (虚偽の報告、立入検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第 2 条	D	
(84) 道路交通法第 77 条第 1 項の規定に違反する行為 (無許可道路使用)			
(85) 建築基準法第 98 条第 1 項第 1 号の罪に当たる違法な行為 (特定行政庁等の命令に対する違反)	食品衛生法第 51 条、第 52 条第 3 項、	E	
(86) 消防法第 39 条の 2 の 2 (防火対象物の使用禁止命令違反等)、第 39 条の 3 の 2 (防火対象物の改修命	第 54 条第 1 項、第 55 条、第	D	

<p>令違反等)、第 41 条第 1 項第 1 号 (火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反) 若しくは第 5 号 (消防用設備等の設置に係る命令違反等) 又は第 44 条第 12 号 (消防用設備等の維持に係る措置命令違反等) の罪に当たる違法な行為</p> <p>(87) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条 (投棄禁止) の規定に違反する行為</p> <p>(88) その他の法令の規定に違反する行為</p> <p><法に基づく処分又は条件に違反する行為></p> <p>(89) 指示処分違反</p> <p>(90) 営業停止命令違反</p> <p>(91) 許可の条件違反</p>	<p>56 条、第 71 条第 1 項第 1 号、第 71 条第 2 項、第 72 条第 1 項・第 2 項</p> <p>興行場法第 5 条第 1 項、第 6 条、第 8 条第 1 号</p> <p>旅館業法第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条第 1 号、第 11 条第 1 号</p> <p>公衆浴場法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 号</p> <p>道路交通法第 119 条第 1 項第 12 号の 4</p> <p>建築基準法第 9 条第 1 項・第 10 項前段</p> <p>消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項</p> <p>第 31 条の 24</p> <p>第 31 条の 25 第 1 項、第 49 条第 4 号</p> <p>第 31 条の 23 (第 3 条第 2 項)</p>	<p>D</p> <p>D</p> <p>H</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>7 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令 (法第 34 条第 2 項)</p> <p><法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為></p> <p>(1) 無許可風俗営業</p> <p>(2) 無許可特定遊興飲食店営業</p> <p>(3) 構造・設備維持義務違反</p>	<p>第 3 条第 1 項、第 49 条第 1 号</p> <p>第 31 条の 22、第 49 条第 7 号</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>D</p>

<p>令違反等)、第 41 条第 1 項第 1 号 (火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反) 若しくは第 5 号 (消防用設備等の設置に係る命令違反等) 又は第 44 条第 12 号 (消防用設備等の維持に係る措置命令違反等) の罪に当たる違法な行為</p> <p>(87) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条 (投棄禁止) の規定に違反する行為</p> <p>(88) その他の法令の規定に違反する行為</p> <p><法に基づく処分又は条件に違反する行為></p> <p>(89) 指示処分違反</p> <p>(90) 営業停止命令違反</p> <p>(91) 許可の条件違反</p>	<p>56 条、第 71 条第 1 項第 1 号、第 71 条第 2 項、第 72 条第 1 項・第 2 項</p> <p>興行場法第 5 条第 1 項、第 6 条、第 8 条第 1 号</p> <p>旅館業法第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条第 1 号、第 11 条第 1 号</p> <p>公衆浴場法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 号</p> <p>道路交通法第 119 条第 1 項第 12 号の 4</p> <p>建築基準法第 9 条第 1 項・第 10 項前段</p> <p>消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項</p> <p>第 31 条の 24</p> <p>第 31 条の 25 第 1 項、第 49 条第 4 号</p> <p>第 31 条の 23 (第 3 条第 2 項)</p>	<p>D</p> <p>D</p> <p>H</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>C</p>
<p>7 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令 (法第 34 条第 2 項)</p> <p><法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為></p> <p>(1) 無許可風俗営業</p> <p>(2) 無許可特定遊興飲食店営業</p> <p>(3) 構造・設備維持義務違反</p>	<p>第 3 条第 1 項、第 49 条第 1 号</p> <p>第 31 条の 22、第 49 条第 7 号</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>D</p>

(4) 照度規制違反	第32条第1項	E
(5) 騒音・振動規制違反	第32条第2項(第14条)	D
(6) 客引き禁止違反	第32条第2項(第15条)	B
(7) 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第1号)、第52条第1号	B
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第2号)、第52条第1号	A
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第4号)、第50条第1項第4号	B
(10) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第5号)、第50条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第1項・第3項、第54条第6号	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第2項・第3項、第55条第3号	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第33条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第33条第4項に基づく条例、第50条第1項第10号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(18) 報告・資料提出義務違反	第36条、第53条第3号	D
(19) 立入の拒否、妨害、忌避	第36条の2第1項、第53条第4号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(20) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第36条の2第2項、第53条第5号	A
(21) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A
(23) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。))又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体		D

(4) 照度規制違反	第32条第1項	E
(5) 騒音・振動規制違反	第32条第2項(第14条)	D
(6) 客引き禁止違反	第32条第2項(第15条)	B
(7) 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第1号)、第52条第1号	B
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第2号)、第52条第1号	A
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第4号)、第50条第1項第4号	B
(10) 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第5号)、第50条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第1項・第3項、第54条第6号	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第2項・第3項、第55条第3号	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第33条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第33条第4項に基づく条例、第50条第1項第10号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(18) 報告・資料提出義務違反	第36条、第53条第3号	D
(19) 立入の拒否、妨害、忌避	第36条の2第1項、第53条第4号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(20) 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第36条の2第2項、第53条第5号	A
(21) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	第37条第1項、第53条第6号	B
(22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	A
(23) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。))又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体		D

- 当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為
- イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務
- ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務
- ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）
- (25) (24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為
- (26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為
- (27) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為
- (28) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為
- (29) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為
- (30) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
- (31) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (32) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (33) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (34) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの
- (35) (34)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
- (36) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為
- (37) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為
- (38) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品

D

A

A

B

A

A

A

B

E

A

B

C

A

B

- 当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為
- イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務
- ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務
- ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）
- (25) (24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為
- (26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為
- (27) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為
- (28) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為
- (29) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為
- (30) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為
- (31) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (32) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (33) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (34) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの
- (35) (34)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為
- (36) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為
- (37) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為
- (38) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品

D

A

A

B

A

A

A

B

E

A

B

C

A

B

の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為		D
(39) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		B
(40) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(42) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(43) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(44) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(45) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(46) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(47) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(48) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に当たる違法な行為		A
(49) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)		A
(50) 電波法第108条(わいせつな通信の発信)の罪に当たる違法な行為		D
(51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖講の禁止)の規定に違反する行為		D
(52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為(当せん金付証票の転売)	関税法第109条第1項・第2項	F
(53) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為(未成年者の飲酒、親権者等の不制止)		D
(54) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の販売・供与)	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	F

の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為		D
(39) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		B
(40) 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(42) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(43) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(44) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(45) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(46) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(47) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(48) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に当たる違法な行為		A
(49) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)		A
(50) 電波法第108条(わいせつな通信の発信)の罪に当たる違法な行為		D
(51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖講の禁止)の規定に違反する行為		D
(52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為(当せん金付証票の転売)	関税法第109条第1項・第2項	F
(53) 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為(未成年者の飲酒、親権者等の不制止)		D
(54) 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の販売・供与)	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	F

(55) 未成年者喫煙禁止法第1条(未成年者の喫煙禁止)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為	当せん金付証券法第18条第1項第1号	
(56) 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為(煙草・器具の販売)	未成年者飲酒禁止法第3条第2項	D
(57) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	未成年者飲酒禁止法第3条第1項	F
(58) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動物のみだりな殺傷等)		E
(59) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為		F
(60) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反し、又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	D
(61) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	D
(62) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号、第71条第2項、第72条第1項・第2項	D
(63) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(64) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用)		E
(65) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(66) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反)の罪に当たる違法な行為		D
(67) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(68) その他の法令の規定に違反する行為	道路交通法第119条第1項第12号の4	H
<法に基づく処分に違反する行為>	建築基準法第9条第1項・第10項前段	C
(69) 指示処分違反		
(70) 営業停止命令違反		

(55) 未成年者喫煙禁止法第1条(未成年者の喫煙禁止)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為	当せん金付証券法第18条第1項第1号	
(56) 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為(煙草・器具の販売)	未成年者飲酒禁止法第3条第2項	D
(57) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	未成年者飲酒禁止法第3条第1項	F
(58) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動物のみだりな殺傷等)		E
(59) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(60) 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反し、又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)		D
(61) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	D
(62) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号、第71条第2項、第72条第1項・第2項	D
(63) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(64) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用)		E
(65) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(66) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反)の罪に当たる違法な行為		D
(67) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(68) その他の法令の規定に違反する行為	道路交通法第119条第1項第12号の4	H
<法に基づく処分に違反する行為>	建築基準法第9条第1項・第10項前段	C
(69) 指示処分違反		
(70) 営業停止命令違反		

	消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項 第 34 条第 1 項 第 34 条第 2 項、第 49 条第 4 号	A
8 興行場営業（法第 2 条第 6 項第 3 号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第 35 条） <法に規定する罪> (1) 刑法第 174 条又は第 175 条の罪 (2) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 2 項から第 8 項までの罪		A A
9 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第 35 条の 2） <法に規定する罪> (1) 刑法第 175 条の罪 (2) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 2 項から第 8 項までの罪		A A
10 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第 35 条の 4 第 2 項、同条第 4 項第 2 号） <政令で定める重大な不正行為> (1) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為 (2) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為 (3) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは		B D B

	消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項・第 2 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号、第 25 条第 2 項 第 34 条第 1 項 第 34 条第 2 項、第 49 条第 4 号	A
8 興行場営業（法第 2 条第 6 項第 3 号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第 35 条） <法に規定する罪> (1) 刑法第 174 条又は第 175 条の罪 (2) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 2 項から第 8 項までの罪		A A
9 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第 35 条の 2） <法に規定する罪> (1) 刑法第 175 条の罪 (2) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 2 項から第 8 項までの罪		A A
10 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第 35 条の 4 第 2 項、同条第 4 項第 2 号） <政令で定める重大な不正行為> (1) 大麻取締法第 24 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 24 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 24 条の 7 の罪に当たる違法な行為 (2) 毒物及び劇物取締法第 24 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為 (3) 覚せい剤取締法第 41 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 41 条の 3（同法第 19 条若しくは		B D B

- 第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
- (5) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (6) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (7) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 181 条まで又は第 223 条の罪に当たる違法な行為
- (8) 組織的犯罪処罰法第 3 条（第 1 項第 9 号に係る部分に限る。）又は第 4 条（同法第 3 条第 1 項第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (9) 組織的犯罪処罰法第 6 条（第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (10) 売春防止法第 2 章（第 5 条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為
- (11) 児童買春・児童ポルノ法第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 項から第 8 項まで又は第 8 条の罪に当たる違法な行為
- (12) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 1 項の罪に当たる違法な行為
- (13) 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条又は第 56 条に係る部分に限る。）又は第 119 条第 1 号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）

B

B

A

B

A

B

A

A

B

A

- 第 20 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 41 条の 4（同法第 30 条の 7、第 30 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 30 条の 11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 41 条の 11 又は第 41 条の 13 の罪に当たる違法な行為
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 64 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 66 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 66 条の 2（同法第 27 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 66 条の 4、第 68 条の 2、第 69 条第 5 号、第 69 条の 5 又は第 70 条第 17 号の罪に当たる違法な行為
- (5) あへん法第 52 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 54 条の 3 又は第 55 条第 1 号の罪に当たる違法な行為
- (6) 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 224 条、第 225 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第 226 条、第 226 条の 2（第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第 226 条の 3、第 227 条第 1 項（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2 又は第 226 条の 3 の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）又は第 228 条（同法第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 226 条の 2、第 226 条の 3 又は第 227 条第 1 項若しくは第 3 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (7) 刑法第 136 条若しくは第 137 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139 条第 2 項、第 140 条、第 176 条から第 179 条まで又は第 223 条の罪に当たる違法な行為
- (8) 組織的犯罪処罰法第 3 条（第 1 項第 9 号に係る部分に限る。）又は第 4 条（同法第 3 条第 1 項第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (9) 組織的犯罪処罰法第 6 条（第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (10) 売春防止法第 2 章（第 5 条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為
- (11) 児童買春・児童ポルノ法第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 項から第 8 項まで又は第 8 条の罪に当たる違法な行為
- (12) 児童買春・児童ポルノ法第 7 条第 1 項の罪に当たる違法な行為
- (13) 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条又は第 56 条に係る部分に限る。）又は第 119 条第 1 号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）

B

B

A

B

A

B

A

A

B

A

の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第 63 条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第 60 条第 1 項又は第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(16) 児童福祉法第 60 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17) 出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、法第 2 条第 13 項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		B
(18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為		A
(19) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為		
<法の規定による指示に違反する行為>		C
(20) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第 35 条の 3 第 1 号・第 2 号、 第 35 条の 4 第 1 項・第 4 項第 1 号	

の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第 63 条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第 60 条第 1 項又は第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(16) 児童福祉法第 60 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17) 出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、法第 2 条第 13 項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		B
(18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為		A
(19) 労働者派遣法第 58 条の罪に当たる違法な行為		
<法の規定による指示に違反する行為>		C
(20) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第 35 条の 3 第 1 号・第 2 号、 第 35 条の 4 第 1 項・第 4 項第 1 号	